

令和2年(2020年)6月15日
 情報公開・法務課 法務係
 担当: 神事 正實 平澤 忍
 026-235-7057(直通)
 026-232-0111(代表)内線2287
 026-235-7370(FAX)
 E-mail: kokai@pref.nagano.lg.jp

令和2年6月県議会定例会提出予定条例案の概要

一部改正条例案8件、新設条例案1件を提出予定です。

一部改正条例案

番号	条例案の概要
1	<p>特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応として、休業要請や不要不急の外出自粛など県民が大きな影響を受けていることから、6月に支給される知事の期末手当を30%、副知事の期末手当を10%減額するための特例を定めます。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) E-mail: jinji@pref.nagano.lg.jp</p>
2	<p>一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、国家公務員に準じて手当(1日につき4,000円を超えない範囲内)を支給することができるよう、特殊勤務手当の特例を定めます。</p> <p>(公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用)</p> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) E-mail: jinji@pref.nagano.lg.jp</p>
3	<p>長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に従事した警察職員に対し、国家公務員に準じて手当(1日につき4,000円を超えない範囲内)を支給することができるよう、特殊勤務手当の特例を定めます。</p> <p>(公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用)</p> <p>警務課 026-233-1367 (FAX) E-mail: police-keimu@pref.nagano.lg.jp</p>

4

長野県県税条例等の一部を改正する条例案

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正するほか、所要の改正を行います。

(1) 新型コロナウイルス感染症等に係る対応

ア 自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

自家用乗用車を取得した際の自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置を6月延長し、適用期限を令和3年3月31日とします。

イ 個人県民税の税額控除の拡大等

特定のイベントを中止等した事業者に対する入場料金等の払戻請求権を放棄した場合に当該放棄額を寄附金控除の対象とするとともに、所得税の改正に合わせた住宅借入金等特別税額控除の控除期間の延長等を行います。

(2) 個人県民税

寡婦（寡夫）控除を改正し、生計を一にする子を有する単身者について、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、同一の「ひとり親控除」を適用します。

(3) 県たばこ税

課税標準について、軽量の葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法とします。

※令和2年10月から2回に分けて段階的に実施

（公布の日（(3)は令和2年10月1日及び令和3年10月1日、(1)のイの一部及び(2)は令和3年1月1日）から施行）

税務課 026-235-7497 (FAX) E-mail: zeimu@pref.nagano.lg.jp

5

食品衛生法施行条例の一部を改正する等の条例案

食品衛生法等の一部改正により、国際的な管理方式による食品等事業者の衛生措置の基準並びに実態に応じた営業許可業種及び営業施設の基準が規定されたことに伴い、食品衛生法施行条例の衛生措置の基準及び営業施設の基準に係る規定を改めるとともに、新たに法の対象となった営業許可業種の営業施設の基準を定めている食品衛生に関する条例を廃止します。

（令和3年6月1日から施行）

食品・生活衛生課 026-232-7288 (FAX) E-mail: shokusei@pref.nagano.lg.jp

6	<p>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部改正に伴い、同省令を引用している規定について所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 食品・生活衛生課 026-232-7288 (FAX) E-mail: shokusei@pref.nagano.lg.jp </div>
7	<p>長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案</p> <p>家畜伝染病予防法の一部改正により、一部の家畜の伝染性疾患の名称が変更されることに伴い、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 園芸畜産課家畜防疫対策室 026-235-7481 (FAX) E-mail: kachiku-boeki@pref.nagano.lg.jp </div>
8	<p>義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正により、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めることとされたことを踏まえ、同指針に基づき服務監督教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずることとするほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 義務教育課 026-235-7494 (FAX) E-mail: gimukyo@pref.nagano.lg.jp 高校教育課 026-235-7488 (FAX) E-mail: koko@pref.nagano.lg.jp 特別支援教育課 026-235-7459 (FAX) E-mail: tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp </div>

番号	条 例 案 の 概 要
9	<p>長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例案</p> <p>新型コロナウイルス感染症等（以下「感染症等」という。）の発生の予防及びまん延の防止を図り、もって県民の生命及び健康を保護し、並びに県、県民、事業者等が協力して安全で安心な県民生活を維持するため、感染症等の発生の予防及びまん延の防止に関する施策の基本となる事項等について、次のとおり定めます。</p> <p>(1) 条例対策本部の設置 条例に基づく対策本部（以下「条例対策本部」という。）の設置について定めます。</p> <p>(2) 基本の方針の策定 県対策本部(条例対策本部又は法定の都道府県対策本部をいう。以下同じ。)が感染症等の発生の予防及びまん延の防止等に係る基本の方針を策定することを定めます。</p> <p>(3) 感染症等に対する対策の実施等 県が、基本の方針に基づく感染症等に関する施策の周知等、感染症等に関する医療提供体制の強化その他必要な対策を実施することを定めます。</p> <p>(4) まん延を防止するための協力の求め等 県対策本部の長が、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、必要最小限の範囲で外出自粛その他感染防止に必要な協力及び施設の休業その他必要な措置に対する検討をするよう協力を求めることができることを定めます。</p> <p>(5) 県民及び事業者に対する措置 県が、感染症等により影響を受ける県民及び事業者に対し、必要な措置を講ずることを定めます。</p> <p>(6) 意見の聴取 県対策本部の長が、(4)の協力の求めを行う場合等は、学識経験者等の意見を聴くことを定めます。</p> <p>(7) 協力の求め等の報告 知事が、(4)の協力の求めを行うこととした場合等は、議会へ報告することを定めます。</p> <p>(8) 患者及び医療関係者等への配慮 県民、県の区域に滞在する者及び事業者が、患者及び医療関係者等、何人に対しても、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷<small>ひぼう</small>をしてはならないことを定めます。</p>

(9) 検討

県が、条例の施行後2年以内を目途として、条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることを定めます。

(公布の日から施行)

危機管理防災課 026-233-4332 (FAX) E-mail: bosai@pref.nagano.lg.jp

健康福祉政策課 026-235-7485 (FAX) E-mail: kenko-fukushi@pref.nagano.lg.jp